平成２９年（フ）第２７３６号
神奈川県鎌倉市高野19番地12　宮城方
債務者　木村　　愛
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７８１号
神奈川県鎌倉市台４丁目12番６号　グリーンハイツ202
債務者　牧野　浩美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７８２号
神奈川県鎌倉市山崎1078番地　小林荘１Ｆ
債務者　横山　雅子（旧姓内田・野中）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８０３号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地２街区３棟101号
債務者　小原ひろみ（旧姓舩木）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４２号
東京都多摩市愛宕１丁目２番地２－801
債務者　坂本カヅ子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７９２号
横浜市戸塚区名瀬町2310番地
債務者　近藤　弘樹
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７０５号
神奈川県大和市中央６丁目２－30　桜ハイツＢ201号、住民票上の住所神奈川県大和市中央６丁目２番30号　桜ハイツＡ202
債務者　薄井　雄二
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２５号
神奈川県藤沢市高倉664番地の４　ソレイユ湘南101
債務者　大瀬　亮也
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７７６号
神奈川県大和市中央林間２丁目９番１号　ドーム中央林間403号
債務者　秋田　和史
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１１１号
静岡県富士市本市場124番地の12
破産者　株式会社システムプランニング
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４５号
三重県伊賀市上野小玉町3063番地　カーサ二之町201号、前住所三重県名張市東田原1268番地
破産者　稲垣　　豊（旧姓山下）
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第８７９号
大阪市東成区深江北２丁目１番４号祥栄ビル
破産者　和田特殊製鋼株式会社
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９０号
兵庫県豊岡市但東町後366番地の１
破産者　株式会社浅田工務店
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４８号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目３番７号
破産者　向陽機器株式会社
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８６８号
福岡市博多区博多駅前２丁目17番26号
破産者　株式会社商流堂
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２９３号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目19番９号
破産者　星﨑　　哲
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１７号
福島県西白河郡矢吹町花咲119番地21、住民票上の住所福島県岩瀬郡鏡石町東町188番地
破産者　小山　智行
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係